

## 第七次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第七次一括法）」が成立した。

本法は、認定こども園の認定等をはじめとする都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和など地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を内容とし、基礎自治体を優先する分権型社会実現の観点から、全国市長会として早期の成立を期待していたものであり、関係者のご尽力に感謝する。

政府においては、本法の施行にあたり、移譲に伴って生じる新たな財政需要に見合った財源措置を確実に講じるとともに、移譲される事務・権限を都市自治体が円滑に執行できるよう、具体的なスケジュール等を明示するとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など、地方の実情を踏まえた必要な支援を確実に行うよう、改めて強く要請するものである。

また、今後とも、地方公共団体等から提出される提案について、これまでの議論において実現に至っていない事項を含め、政府において引き続き積極的に検討し、地方の創意を活かした真の分権型社会の実現に向けた歩みが進むよう期待するものである。

平成 29 年 4 月 19 日

全 国 市 長 会  
会長代理 松浦 正人